連結財務書類における注記

1 重要な会計方針

⑴ 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの･････････････････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

⑵ 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券･･････････････････････償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定。）

イ 市場価格のないもの･･････････････････････取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの･･････････････････････出資金額

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等･････････取得原価による原価法

ただし、一部の連結対象団体（会計）においては、移動平均法または最終仕入原価法によっています。

⑷ 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～50年

工作物 8年～75年

物品 3年～20年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

⑸ 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹ リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺ 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑻ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

⑼ 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が３か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が３か月を超える連結対象団体（会計）については仮決算を行っています。

2 重要な会計方針の変更等

該当はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

⑴ 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当はありません。

⑵ 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 盛岡地裁平成28年（行ウ）第7号

換地処分取消請求事件 6,867千円

5 追加情報

⑴ 連結対象団体（会計）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会計名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 国民健康保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 介護保険特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 後期高齢者医療特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 水道事業会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 病院事業会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 国民宿舎等事業会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 浄化槽事業特別会計 | 地方公営事業会計 | 全部連結 | ― |
| 岩手県市町村総合事務組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | ※ |
| 岩手県後期高齢者医療広域連合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 10％ |
| 岩手県競馬組合 | 一部事務組合・広域連合 | 比例連結 | 25％ |
| 一般財団法人奥州市文化振興財団 | 第三セクター等 | 全部連結 | ― |
| 江刺開発振興株式会社 | 第三セクター等 | 全部連結 | ― |
| 一般社団法人江刺畜産公社 | 第三セクター等 | 全部連結 | ― |
| 株式会社ひめかゆ | 第三セクター等 | 全部連結 | ― |
| 一般財団法人胆沢農業振興公社 | 第三セクター等 | 全部連結 | ― |

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

簡易水道事業特別会計

企業債残高 393,396千円

他会計繰入金 87,080千円

下水道事業特別会計

企業債残高 23,598,599千円

他会計繰入金 1,107,700千円

農業集落排水事業特別会計

企業債残高 12,826,423千円

他会計繰入金 813,900千円

② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。ただし、岩手県市町村総合事務組合の連結にあたっては、組合から提示された一般負担金額による按分（一部の費目については、一般負担金額による按分ではなく、実態に即した合理的な方法により按分）後の金額により計上しています。また、奥州金ヶ崎行政事務組合については、財務書類未作成のため連結しておりません。

③ 第三セクター等は、出資割合等が50％を超える団体（出資割合等が50％以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25％未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

⑵ 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

⑶ 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷ 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産

イ 内訳

事業用資産 10,591,369 千円（ 10,591,369 千円）

土地 9,512,801千円（ 9,512,801 千円）

建物 1,078,568 千円（ 1,078,568 千円）

物品 1,555,370 千円（ 1,555,370 千円）

平成29年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の括弧書き内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。